

# 1 はじめに

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌 12 年に第 1 次基本計画が閣議決定された。当時、なぜ女性だけか、逆差別だ、能力で判断すればよく女性にだけ特別な計画など必要ない、といった議論があったとのこと。しかし、基本法は、積極的な改善措置は逆差別ではない、目的と手段の程度が必要な範囲内であれば逆差別と解してはならない、としている。

その後、平成 24 年、女性の活躍推進は経済戦略の中核に位置づけられ、女性活躍推進法が制定されて 28 年に全面施行された。あわせて、女性の活躍を推進するには男女ともに働き方改革が必要であるため、30 年に働き方改革関連法が制定され、令和元年度から時間外労働の上限規制が導入される等日本社会全体で取組みが加速化されている。

日本獣医師会においては、平成 25 年に「女性獣医師支援特別委員会」が設置され、アンケート調査、就業継続や復職のための方策の検討等を行い、その結果を 27 年に報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて— 獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために—」にまとめた。委員は各職域の第一世代を中心とする 10 名の女性獣医師（参考 1）で、「女性獣医師だけに着目するのではなく、すべての獣医師が活躍しやすい環境づくりをめざそう」というコンセプトで議論が進められ、必要な対策がきめ細かく提案された。

提案された対策を実現するために、平成 27 年に、職域総合部会の個別委員会として「女性獣医師支援対策検討委員会」が設置された。管理職、診療施設の院長である委員（参考 2）により、対策の具体的な進め方、さらなる課題について議論し、対策を進め、進捗状況と残された課題等を 29 年に報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりの推進— 獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために —」にまとめた。この報告書でも新たな対策が提案された。

平成 29 年、新たな委員による「女性獣医師支援対策検討委員会」が設置された。委員は、診療施設、行政機関、大学の管理職等 11 名の女性獣医師で、うち 5 名は地方獣医師会の理事等である（巻末委員名簿）。残された対策は実現が難しいものが多かったが、メールでの意見交換等も含めて議論を重ね、可能な限り進めた。その進捗状況と残された課題への考え方等を取りまとめ、加えて、これまでの委員会でも繰り返し指摘されてきた女性獣医師の獣医師会加入促進に、つながることを期待したい新たな取組みについても報告する。